

忘れないで！ 石綿(アスベスト)調査

石綿の事前調査は**元請業者**と**自主施工者**の**義務**です。

建築物及び工作物の解体や改修工事を行うときは、石綿(アスベスト)を含む建材の使用の有無をあらかじめ調査しなければなりません。

- 調査は、工事の規模や建築時期に関係なく、**全ての建築物**や**工作物**で必要です。
- 調査が義務付けられている者は、**元請業者**と**自主施工者**です。
- 事前調査の詳細は、説明ページをご覧ください。

島根県 石綿 事前調査



説明ページ

令和4年4月1日から、事前調査の結果を島根県(松江市域は松江市)に報告しなければなりません。

- 令和4年4月1日以降に着手される工事について、**工事開始前までに**、調査結果を石綿の使用の有無を問わず、島根県または松江市に**報告する**必要があります。
- 報告が義務付けられている者は、**元請業者**と**自主施工者**です。
- 報告制度の詳細は、説明ページをご覧ください。

島根県 石綿 報告制度



説明ページ



令和5年10月1日以降に着手される建築物(建築設備を含む)の解体・改修工事を行う際は、資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
 - 建築物の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者の皆さまは、計画的に資格者等の育成を進めてください。
 - 令和5年10月1日以降着手の建築物の解体・改修工事について、事前調査に必要となる資格者等は以下のとおりです。
 - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者※）
 - ・ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者
- ※一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ調査可能

令和5年度に県内で予定されている講習の日程は次のとおりです。 ※各講習の詳細は、各問い合わせ先、または主催者のHPをご参照ください。

島根労働基準協会主催

松江会場(一般※1)：令和6年1月開催予定
☎ 0852-23-1730（島根労働基準協会）



島根労働基準協会HP

建設業労働災害防止協会島根県支部主催

松江会場(一般※1)：令和5年11月20日～21日
 浜田会場(一般※1)：令和5年12月4日～5日
 出雲会場(一般※1)：令和6年1月17日～18日
 浜田会場(一般※1)：令和6年2月27日～28日
 出雲会場(一戸建て等※2)：令和6年2月15日～16日
 ☎ 0852-21-9004（建設業労働災害防止協会島根県支部）



建設業労働災害防止協会
島根県支部HP

島根県・日本環境衛生センター共催

出雲合同庁舎(一般※1)：令和6年1月10日～11日
☎ 050-6865-7570（日本環境衛生センター）



日本環境衛生センターHP

- ※1・・・一般調査者育成のための講習会
- ※2・・・一戸建て等調査者育成のための講習会

【この資料についてのお問い合わせ】
 島根県 環境生活部 環境政策課 規制係
 〒690-8501 松江市殿町1番地
 ☎ 0852-22-5277 メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp
 松江市 環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係
 〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号
 ☎ 0852-55-5274 メール：haikibutsu@city.matsue.lg.jp

